

横福高第 289 号  
平成 27 年（2015 年）12 月 11 日

指定（介護予防）訪問介護事業者 様  
指定（介護予防）通所介護事業者 様

横須賀市福祉部長

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う申請等の取扱いについて（通知）

日頃より本市介護保険行政及び高齢福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

本市では、平成 28 年 1 月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始いたします。

つきましては、これに伴う第 1 号事業の申請等の取扱いについて、以下のとおりとしたので通知いたします。

#### 【 新規指定申請 】

- 1 **（介護予防）訪問介護又は（介護予防）通所介護と同時に第 1 号事業の新規指定申請を行う場合**
  - ・ 指定予定日の属する月の前々月に指定申請日（指定予定日の属する月の前月の 1 日から 5 営業日まで。以下同じ。）の予約をとり、申請を行ってください。第 1 号事業の申請に要する書類は、（介護予防）訪問介護又は（介護予防）通所介護（以下「介護サービス事業」という。）とは別に一式用意したうえで、申請してください。
  - ・ 審査終了後、指定日前月末に事業所あてに「介護サービス事業」と「第 1 号事業」に係る 2 種類の指定通知書を送付します。
- 2 **第 1 号事業単独で新規指定申請を行う場合（既に介護サービス事業で指定を受けている事業者が、第 1 号事業の新規指定申請を行う場合を含む。）**
  - ・ 指定予定日の属する月の前々月に指定申請日の予約をとり、申請を行ってください。
  - ・ 審査終了後、指定日前月末に事業所あてに「第 1 号事業」に係る指定通知書を送付します。

（注）平成 27 年 4 月 1 日以降に新規に指定を受けた指定（介護予防）訪問介護事業者及び指定（介護予防）通所介護事業者は、第 1 号事業のみなし指定の適用を受けません。このため、平成 28 年 1 月以降に第 1 号事業を開始しようとする場合、新たに第 1 号事業の指定を受ける必要があります。この場合、指定申請時の必要書類として、「第 1 号事業を実施する」旨が記載されている定款の写しが必要となりますが、定款の変更が必要で、申請時にその変更が間に合わない場合は、「定款変更の承認を受けた旨の記載がある理事会等の議事録」等を添付することで、指定申請をすることができます。

なお、平成 28 年 1 月 1 日までに第 1 号事業の指定を受けていない事業者は、介護保険証の有効期間の始期が平成 28 年 1 月 1 日以降の要支援者及び事業対象者に対してサービスを提供することができなくなりますのでご注意ください。

### 【 変更届 】

- ・ 原則として変更があった日から 10 日以内に届け出てください。
- ・ 第 1 号事業の変更事項を介護サービス事業の変更事項と同時に届け出ようとする場合は、介護サービス事業とは別に第 1 号事業の届出に要する書類を一式用意したうえで届け出てください。

### 【 加算届 】

- ・ 届出日の期限は、算定開始月の前月 15 日までです。

(注) 介護サービス事業を実施しているみなし指定の適用を受けている介護サービス事業者が、平成 28 年 1 月から新たな加算を希望する場合は、介護サービス事業だけでなく、第 1 号事業に係る届出が必要になります。このため、介護サービス事業に係る加算の届出に併せて、第 1 号事業の加算についても、届出に要する書類を一式用意したうえで、平成 27 年 12 月 15 日までに届け出てください。  
なお、加算を取りやめる場合は、速やかに届け出てください。

### 【 廃止・休止・再開届 】

- ・ みなし指定の適用を受けた（介護予防）訪問介護事業者又は（介護予防）通所介護事業者が、平成 28 年 1 月以降に廃止、休止又は再開をする場合は、介護サービス事業の届出と併せて、第 1 号事業の廃止、休止又は再開の届出に要する書類一式により届け出てください。
- ・ みなし指定が適用されていない事業者については、新たに第 1 号事業の指定を受けていなければ、第 1 号事業としての廃止、休止又は再開に関する届出は必要ありません。

### 【 第 1 号事業（総合事業）の申請等様式について 】

- ・ 介護サービス事業と第 1 号事業との申請等の様式は別様式であるため、平成 28 年 1 月 1 日以降に人員等の変更や新たに加算を取得する場合は、介護事業と第 1 号事業との両方の届出が必要となります。
- ・ 第 1 号事業の様式は、以下のページからダウンロードしてください。

横須賀市ホームページ → オンラインサービス・申請書ダウンロード

→ 「15. 福祉部 指導監査課」の書式 → 介護予防・日常生活支援総合事業届出関係のページ

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/sougoujigyou/sougou1.html>

※ 上記で説明した申請等の取扱いについては、平成 27 年 10 月 21 日に開催した事業者説明会において説明した内容です。総合事業の開始は、平成 28 年 1 月 1 日ですが、平成 28 年 1 月から新たな加算を追加するみなし指定の適用を受けた事業者については、総合事業開始前に届出が必要となりますので、再度確認をしてください。

(事務担当) 横須賀市福祉部高齢福祉課 地域力推進係

TEL : 046-822-9804 FAX : 046-827-3398

E-mail : chiikiriyoku-suishin@city.yokosuka.kanagawa.jp